

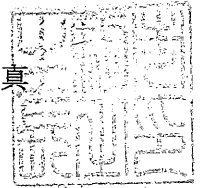
議長	副議長	事務局長	事務局次長	係長・主査	係員
					 

生財第73号
平成25年10月7日



生駒市議会議長 中谷 尚敬 様

生駒市長 山下 真



再 議 書

平成25年生駒市議会（第4回）定例会において、平成25年10月7日に修正議決された「議案第64号 平成25年度生駒市一般会計補正予算（第3回）」については、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき、再議に付する。

理 由

第1 生駒駅前賑わい創出拠点の設置に係る修正案について

款5産業経済費 項2商工費 施設整備工事5, 500千円を減額する部分は、以下の点において異議がある。

生駒駅前賑わい創出拠点（生駒駅前ショップ）は、生駒駅前北口第二地区市街地再開発事業の保留床を活用して整備を図るものであり、地域活性化、地産地消の推進、観光の振興、環境啓発といった目的を具現化する上で重要な施設である。

通常、施設等の整備工事を実施する際、工事期間が複数年の大規模工事や、施工用地の取得から始まる工事等は、設計費用のみ又は用地取得費用のみ等、会計年度独立の原則に基づき、当該年度実施可能範囲の費用のみを予算化している。しかし、比較的小規模な工事で、当該年度内に十分完成する見込みがある場合については、設計費の執行から工事費の執行まで円滑に切れ目なく実施し、できる限り早く工事を完成させ、工事完成に伴う効果を市民に早期に還元するため設計費、工事費とも同時に予算化している。例えば、平成25年度当初予算の学童保育施設分割工事についても、設計費から工事費まで一括して予算化しているところである。

予算委員会で述べたとおり、工事費のみ9月議会で予算計上せず、それを12月議会で計上することになれば、設計は終わったにもかかわらず、スムーズに工事に着手できず、いたずらに工事費の議決を待つだけの空白期間が生じることになり、ベルテラス生駒の平成26年4月オープンに間に合わなくなる可能性がある。また、本議会で内装工事費を予算計上し、議決を得たとしても、詳細な設計に合わせて工事費をより具体的に

積算し、予定価格を決め、入札執行すれば、何ら予算執行の無駄は生じないものであり、敢えて、予算計上を12月議会に先送りする積極的な理由は何ら見あたらないものである。

以上の理由から、公有財産購入費及び内装工事設計費を復活させ、内装工事費のみを削る修正案第3号には異議がある。

第2 スマートコミュニティ推進事業奨励金の修正案について

款6 土木費 項3 都市計画費 スマートコミュニティ推進事業奨励金を23,650千円減額する部分は、以下の点において異議がある。

- 1 修正案第3号の提案理由として、スマートコミュニティ推進事業は、①特定事業者を利するものであること、②運用が困難な要綱に基づくものであること、③市長の裁量が大きいものであること、が述べられた。

しかし、すでに修正案第2号に対する再議の提案理由で述べたとおり、「①特定事業者を利するものであること」という点は、全く理由のない一方的な主張である。「②運用が困難な要綱に基づくものであること」については、予算委員会で答弁したとおり、運用に何ら支障はなく、反対のための一方的な言い分である。「③市長の裁量が大きいものであること」についても、要綱の改定案ではポイント制を採用するなど明確な補助基準を設けており、市長の裁量は極めて少ない。そもそも、補助金の交付は要綱がなくとも可能であり、市長の裁量は元来大きいものである。しかし、今回はその裁量を最小化しており、これでも市長の裁量が大きいというのは、市長の裁量権の趣旨を理解していないと言わざるを得ない。予算の編成、執行の過程においては、編成権及び執行権を有する市長に一定の裁量が認められるのは当然であり、その裁量が濫用に及んでいなければ特段の問題はない。今回、市長の裁量をできる限り少なくし、濫用の恐れのない本要綱案をもってしても、市長の裁量が大きいと言われるのは全く理解できない。

- 2 その他、スマートコミュニティ推進事業奨励金を減額する部分についての異議は、修正案第2号に関して述べたとおりである。

第3 市議会の予算修正権の濫用

市議会に与えられた予算案の修正権は、市長の予算の編成権及び執行権と同様、濫用に及ぶことなく、適正に行使されなければならない。しかし、上述のとおり、全く理由のない一方的な主張をもって、予算案を修正することはもはや市議会の予算修正権の濫用とまで評価されかねない。修正案第2号において一旦は削除された生駒駅前賑わい創出拠点の公有財産購入費及び内装工事設計費につき、再議によって当該修正案が否決されるや否や、その日のうちにそれらを復活させる修正案第3号を提出するなど、まさに何らの一貫性も、

理念もない、単なる政局目当ての予算の修正権の濫用と言わざるを得ない行為である。

市長が市民生活に及ぶ予算案を人質に再議をかけた云々と仰る前に、市議会の予算修正権や議決権の濫用を防止するために地方自治法により市長に認められた正当な権利である再議権を市長が行使せずとも済むように、市の最終意思決定機関である市議会がその権限と権威にふさわしい行動を取っていただきますことを切にお願いして、再議の理由とするものである。

